

## 積極的な情報の公表と提供に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、市の保有する情報のうち市政に対する市民の理解を深めるために必要と認められるものについて、正確でわかりやすい情報を積極的に公表し、又は提供することに関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 公表情報 条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）が保有する情報のうち、市民に公表しなければならないものをいう。
- (2) 提供情報 実施機関が保有する情報のうち、任意に市民に提供するもの及び市民の求めに応じて提供するものをいう。

### (公表情報)

第3条 公表情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 市の各部局が策定した重要な計画及び構想
- (2) 事務事業の評価に関する情報
- (3) 市の財政状況、予算及び決算に関する情報
- (4) その他実施機関が適当と認める情報

### (提供情報)

第4条 提供情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 社会動向等から緊急性を有する情報
- (2) 普及啓発の必要性がある情報
- (3) その他実施機関が適当と認める情報

### (情報の報告等)

第5条 実施機関は、第3条及び前条に該当すると認められる情報を新たに保有した場合には、「積極的な情報の公表と提供に関する要綱に係る報告書」（様式第1号）に必要事項を記載し、当該情報に係る資料を添えて情報公開総合窓口へ報告するものとする。制度の改廃等の理由により、情報の取扱いを変更する必要がある場合も、同様とする。

2 情報公開総合窓口は、前項の規定により報告のあった情報に基づき、行政情報提供一覧表（様式第2号及び第3号）を作成し、情報公開総合窓口にお

いて閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

3 行政情報提供一覧表は、随時更新するものとする。

(情報の公表)

第6条 実施機関は、公表情報について、主管課及び情報公開総合窓口において閲覧に供するものとする。

2 実施機関は、公表情報について、前項の方法によるほか、市のホームページへの掲載等多様な方法により、市民が情報を容易に入手できるように努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 実施機関は、提供情報について、主管課において閲覧に供するものとする。

2 前条第2項の規定は、提供情報について準用する。

(写しの交付)

第8条 実施機関は、第3条及び第4条に規定する情報について、写しの交付を求められた場合は、写しを交付するものとする。

2 前項の規定により、写しの交付を受けた者は、条例第17条の公文書の公開に係る公文書の写しの交付の例により、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関が事務事業を行ううえで特に情報提供を行う必要がある場合は、この限りでない。

(他の制度との調整)

第9条 情報の公表について、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等（以下「法令等」という。）に別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月2日から施行する。

(様式第1号)

積極的な情報の公表と提供に関する要綱に係る報告書

平成 年 月 日

総務課長 殿  
(情報公開総合窓口扱い)

(所属名)

当所属が保有する情報について、積極的な情報の公表と提供に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 情報名	
2 情報の種別 (いずれかに○をしてください)	公表情報・提供情報
3 情報の取扱いの変更内容 (いずれかに○をしてください)	(1) 一覧表に追加 (2) 一覧表から削除 (3) 一覧表の内容を一部修正 具体的な修正内容 ( )
4 3の理由	
5 情報の形態 (いずれかに○をして ください)	(1) ホームページ 掲載場所 [ ] (2) 冊子類 (3) 帳票類 (4) パンフ類 (5) その他 ( )



